

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/nu/kk-np/incomp/image1.pdf>

平成26年8月11日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。

なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 0件

2. G II グレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全上の影響度合い
1	その他	過去に発生した人身災害について、元請企業より当社への災害報告の遅延を確認した。当時の状況を調査し、当該事象の原因を調査。なお、被災者所属会社より労働基準監督署へ連絡済み。 【平成26年8月28日公表済み】 http://www.tepco.co.jp/nu/kk-np/press_kk/2014/pdf/26082801p.pdf	G III 以下

3. G III グレード 8件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	タービン建屋南西側防護扉脇(屋外)のサブドレン(地下水汲み上げポンプ)ケーブルボックスに腐食を確認した。当該ケーブルボックスを点検・修理。	
2	1号機	固体廃棄物処理建屋において、ドラム缶搬入扉の動作不良を確認した。当該扉を点検・修理。	
3	1号機	電解鉄イオン注入系電解槽入口ベント弁にシートパスを確認した。当該弁を点検・修理。	
4	2号機	低電導度廃液系収集ポンプ出口高電導度廃液系収集タンク側移送弁にシートパスを確認した。当該弁を点検・修理。	
5	2号機	セメント固化装置運転日誌(平成26年8月1日分)において、セメント受入れ量の記載誤りがあることを確認した。当該日誌を訂正。	
6	4号機	原子炉建屋付属棟地下1階(非管理区域)の給気ダクト継ぎ手部より結露水の滴下(約1滴/30秒、約30cc、汚染なし)、及び当該部の腐食を確認した。拭き取り実施済み。当該部を点検・修理。	
7	4号機	所内温水系サンプリング弁にシートパスを確認した。当該弁を点検・修理。	
8	5号機	復水器(A)第1水室入口弁のグランド部にしみ出し跡、及び当該部下部ボルト、下部グレーチング、グレーチングサポート部に腐食、及び床面に水たまり(約100cc、汚染なし)を確認した。拭き取り実施済み。当該部を点検・修理。	